

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定により、令和 5 年 6 月 23 日に、神戸市兵庫区駅南通 3 丁目 4-33 全日本建設交運一般労働組合兵庫合同支部執行委員長 國賀由美子から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

令和 5 年 6 月 日
兵庫県知事 齋藤 元彦

1 事件

全日本建設交運一般労働組合兵庫合同支部が主張する次の事項

- ① 結成に伴う要求、合意事項の労働協約の締結
- ② 2023年夏季一時金要求

2 日時

令和 5 年 7 月 4 日（火）午前 0 時より解決するまでの期間

3 場所

- ① 芦屋環境サービス株式会社
芦屋市若宮町 5 番 18 号
- ② 芦屋市環境処理センター
芦屋市浜風町 31

4 概要

上記の職場において、連続的或いは断続的にあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。